

**人傷一括払による人傷社の自賠責回収額の損害賠償責任額からの控除の有無****【文献種別】** 判決／最高裁判所第一小法廷**【裁判年月日】** 令和4年3月24日**【事件番号】** 令和2年（受）第1198号**【事件名】** 損害賠償請求事件**【裁判結果】** 破棄自判**【参照法令】** 保険法25条、民法709条、自動車損害賠償保障法3条・16条1項**【掲載誌】** 金法2193号85頁

◆ LEX/DB 文献番号 25572047

岩手大学教授 深澤泰弘

**事実の概要**

X（原告、控訴人、上告人）は自動車を運転中、Y（被告、被控訴人、被上告人）運転の自動車と衝突する交通事故（本件事故）により傷害を受けた。Xの夫は訴外保険会社Aとの間で人身傷害保険（人傷保険）契約を締結しており、Xは被保険者として、Aに対し人傷保険金の請求をした。その際にAが自賠責保険を含めて保険金を一括して支払っており、その後、AはXの同意のもとYの加入する自賠責保険会社（自賠社）に対して自賠責保険金を回収した。本件では、Aによる自賠責回収額を、XのYに対する損害賠償請求権の額から全額控除することができるか等が争われ、原々審（福岡地判令元・8・7金判1617号49頁）及び原審（福岡高判令2・3・19金判1617号44頁）は全額控除を認めた。X上告。

**判決の要旨**

「Aと保険金請求権者との間で、人身傷害保険金について、Aが保険金請求権者に対して自賠責保険による損害賠償額の支払分を含めて一括して支払う旨の合意……をした場合であっても、本件のようにAが人身傷害保険金として給付義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎないときには、保険金請求権者としては人身傷害保険金のみが支払われたものと理解するのが通常であり、そこに自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれているとみるのは不自然、不合理であ

る。」

「加えて……本件のように被害者の損害について過失相殺がされる場合には、Aが人身傷害保険金の支払により代位取得することができる……債権の範囲は保険金支払額を下回ることとなる。この場合において……自賠責保険による損害賠償額の支払分……の全額についてAが自賠責保険から損害賠償額の支払を受けることができるものと解すると、Aが、別途、人身傷害保険金を追加払しない限り、Aが最終的に負担する額が減少し、被害者の損害の填補に不足が生ずることとなり得るが、このような事態が生ずる解釈は、本件約款が適用される自動車保険契約の当事者の合理的意思に合致しない」。

「本件保険金請求書では、対人賠償保険金の請求において自賠責保険金相当額との一括払により保険金を受領した場合には、自賠法に基づく保険金の請求及び受領に関する一切の権限をAに委任するものとされているのに対し、人身傷害保険金を受領した場合には、その額を限度としてXが有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の支払請求権がAに移転することを確認するものとされており、対人賠償保険金の受領の場合と人身傷害保険金の受領の場合とで異なる説明内容となっている。さらに、本件協定書においても、XのYに対する損害賠償請求権及び自賠責保険への請求権は、Xが受領した人身傷害保険金の額を限度としてAに移転することを承認するものとされている。人身傷害保険金の受領に関する上記各書面の説明内容と本件代

位条項を含む本件約款の内容とを併せ考慮すると、上記各書面の説明内容は、Aが本件代位条項に基づき保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものと解するのが相当であり、XがAに対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものと解することはできない。」

「本件においては、XがAに対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任したと解することはできず、AがXに対して本件支払金を支払ったことにより自賠責保険による損害賠償額の支払がされたことになると解することもできない。本件支払金は、その全額について、本件保険契約に基づく人身傷害保険金として支払われたものといえるから、Aは、この支払により保険代位することができる範囲において、自賠責保険に対する請求権を含むXの債権を取得し、これによりXはYに対する損害賠償請求権をその範囲で喪失したものと解すべきであり、その後Aが本件自賠金の支払を受けたことは、XのYに対する損害賠償請求権の有無及び額に影響を及ぼすものではない。」

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

人傷保険は人傷基準により算定された損害額（人傷基準損害額）相当の保険金が支払われる実損填補型の傷害保険である。この人傷保険金の支払において、人傷保険の保険者（人傷社）が自賠責保険金部分を控除せずに人傷保険金と一括して支払う「人傷一括払」が行われることがあり、これに基づき人傷社は自賠責保険金を回収する<sup>1)</sup>。その後、人傷保険の被保険者（被害者）が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起した場合、加害者の損害賠償額から人傷社の自賠責回収額の全額控除が認められるかが問題となる。この問題に対して、裁判例及び学説では、人傷社の自賠責回収額の全額控除を認める見解（①説）と回収額のうち人傷社の代位取得額のみが控除の対象とする見解（②説）で意見が分かれていた<sup>2)</sup>。本件でも、原審判決<sup>3)</sup>（及び原々審判決）が①説をとったのに対し、本判決<sup>4)</sup>ではこれを覆し②説をとった。最高裁がこの問題について②説の立場を示したという点で本判決は重要な意義を有するが、本判決

は事例判決であると評価されており<sup>5)</sup>、その射程が及ぶ範囲には注意が必要であろう。

### 二 裁判例・学説

従来の裁判例は②説をとる事例が多数である（東京地判平21・12・22交民42巻6号1669頁、東京地判平26・2・25交民47巻1号276頁、大阪地判平27・4・16交民48巻2号504頁、東京地判平30・4・17交民51巻2号495頁等）が、本件の原審・原々審判決のほかに①説をとる事例（大阪地判平23・4・25交民44巻2号556頁）も存在する<sup>6)</sup>。②説をとる裁判所は、主に、人傷社が自賠責保険から回収したとしても、被害者に対する自賠責保険金の支払とは同視できないこと、被保険者は、人傷社に対し、損益相殺された金額を請求しなければならないことになるが、被保険者の事情でなく、人傷社が自賠責保険から回収したか否かという事情によって、被保険者が不利益を受けるのは相当ではないこと等を理由とする。これに対して、①説をとる裁判所は、自賠責保険金の受領権限における委任の合意の存在を理由とする。これについて、前記の大阪地判平成23年の事例は、被保険者と人傷社の先行調停事件により、明らかな委任の合意があったとされた事件であったが、本件の原審・原々審判決は、保険金請求書や協定書のやりとりから委任の合意があることを認めた。このように裁判所は、人傷社と被保険者との間で自賠責保険金の受領権限における委任の合意があったか否かを判断の重要なポイントとしており、本件以前は事前の調停事件における委任の合意といった特殊な事情でもなければ合意の存在を認めなかった。しかし、本件の原審・原々審判決は実務で一般的に利用されている書面や手続から合意の存在を認めており、以前に比べ緩やかに合意の存在を認めた点に特徴があった<sup>7)</sup>。

学説においても、①説と②説で激しく議論が交わされている。②説では、人傷社が自賠責保険金相当額を含めて人傷保険金として支払をしたことにより、自賠責保険金の回収は代位した請求権の行使として行われるものと主張する<sup>8)</sup>。人傷社が代位取得し得る損害賠償請求権の範囲については、判例（最判平24・2・20民集66巻2号742頁）及び約款により裁判基準差額説<sup>9)</sup>の額となる。そのため、人傷社が自賠責保険から回収すると請求権代位により取得した加害者に対する請求権の

額を超過することがあり得るが、その場合でも超過部分は人傷社の不当利得となるだけであって、被害者の加害者に対する損害賠償請求権に影響しないことになる。これに対して、①説では、人傷社の回収は、人傷社による請求権代位ではなく、被害者からの委任によるものであり、立替払をした人傷社は被害者を代理して被害者の有する自賠法 16 条の請求権を行使すると主張する<sup>10)</sup>。したがって、自賠責保険からの回収全額について被害者への弁済の効果が生じ、当然加害者の賠償額からその分の控除が行われることになる。

また、この問題は、被害者にも過失があり過失相殺がされることで、人傷社の自賠責回収額が代位取得額を上回る場合、①説では被害者に、②説では加害者に不利益が生じることになるため<sup>11)</sup>、どちらの利益を重視するかで意見が分かれる。これについて、①説は、自賠責保険は加害者が保険料を支払う責任保険であることを理由に加害者側の利益を重視しており<sup>12)</sup>、全額控除が認められないことにより生じる加害者の不利益（加害者が何ら関与もしていない被保険者と人傷社との事情にもかかわらず、遅延損害金を過大に負担しなければならない可能性があること、任意保険における保険料の増加の危険性があること等）を理由に②説を批判する<sup>13)</sup>。これに対して、②説は、自賠法 1 条に規定する被害者保護の理念から被害者側の利益を重視しており<sup>14)</sup>、全額控除により生じる被害者の不利益（裁判基準損害額の全額回収を阻害する危険性があること、迅速な支払処理を害する可能性があること等）を理由に①説を批判する<sup>15)</sup>。

### 三 本判決の検討

以上の議論を踏まえて、本判決を検討する。本判決は②説を採用するにあたり、次の 3 つの理由を示した。1 つ目は、人傷社が人傷保険金額の範囲内で人傷一括払を行った場合、保険金請求権者は人傷保険金のみの支払を受けたものと理解するのが通常であり、人傷保険金に自賠責保険金も含まれていると考えるのは不自然、不合理であるというものである。本件の人傷一括支払におけるやりとりを見る限り、被保険者が自賠責保険金も含めて保険金を支払われていると認識することは難しいことではないと思われる。そのため、自賠責保険金が含まれていると考えることが不自然、不合理であるとまでいえるかには疑問がないわけ

はない。しかし、A が自賠責保険については立替払であり、受領権限が A に委任される旨の説明をどの程度行っていたかは不明であるため<sup>16)</sup>、自賠責保険金も含めて「人傷保険金」として支払がなされているという認識自体を持っていた可能性があることは否定できないといえよう<sup>17)</sup>。

2 つ目は、裁判基準損害額が人傷基準損害額を上回る場合に、人傷社が自賠責保険から損害賠償額の支払を受けることになると、人傷社が別途人傷保険金の追加払をしない限り、人傷社が最終的に負担する額が減少し、被害者の損害の填補に不足が生じることになるが、このような事態が生じる解釈は、本件約款が適用される自動車保険契約の当事者の合理的意思に合致しないというものである。本件の約款及び判例が裁判基準差額説の立場をとっている以上、被保険者とすれば裁判基準損害額までは優先的に回復されると考える。人傷社の自賠責回収額が賠償額から全額控除され、追加払がなされない結果、被保険者の回復し得る賠償額が減少してしまうのでは、保険契約者（被保険者）側に不利益が生じるのは間違いない。それにもかかわらず、そのような結果が生じる委任の合意を保険契約者側が行うものとは考えられないので、このような解釈が少なくとも保険契約者側の合理的意思に合致しないのは明らかである<sup>18)</sup>。

そして、3 つ目は、本件の保険金請求書及び協定書の内容と代位条項を含む本件約款の内容とを併せ考慮すると、各書面の説明内容は、人傷社が代位条項に基づき保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものとして解するのが相当であり、人傷社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものとして解することはできないというものである。この点については、原審判決の判例評釈からも同様の指摘がなされていた<sup>19)</sup>。確かに、本件の保険金請求書では、対人賠償保険については「委任」という文言が使われているが、人傷保険については「移転」という文言が使われており、また本件の協定書においても同様に「移転」という文言が使われている。あえて異なる文言が用いられていることからすると、対人賠償保険では委任の合意が求められているが、人傷保険では委任の合意が求められているわけではなく、請求権代位により自賠法 16 条の請求権が移転することの

確認あるいは承認をしているものに過ぎないと解されてもやむを得ないものといえよう。

以上より、本判決は、本件の保険金請求書や協定書では委任の合意があったとはいえ、それ以外に委任の合意が認められる特別な事情も存在しなかったことから、②説の立場をとった。このような判断の仕方は従来の多数の裁判例（及び学説の多数説）でもとられており、本件の事実認定のもとでは否定しがたいものである。しかし、加害者には何ら関与できない被害者と被害者の人傷社との間の事情によって、加害者に看過できない不利益が生じる可能性があることは問題であるため、人傷一括払制度の健全な継続的運用のためにも、同制度の見直しは急務であろう<sup>20)</sup>。

なお、本判決では人傷保険金額の範囲内で一括払がなされている場合についての判断がなされているため、支払実務で行われているとされる人傷保険金額を超えて自賠責保険と一括して支払う場合（講学上の狭義の人傷一括払）には本判決の射程が及ばないものと思われる<sup>21)</sup>。また、本判決は、本件で用いられている約款や各書類をもとに判断されているので、委任の合意がより明確に認められる書類の使用や手続が行われている場合には、別途検討の必要があろう<sup>22)</sup>。

●—注

- 1) 人傷一括払については、森健二「人身傷害補償保険と自賠責保険金の代位について」（財）日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準（平成23年版）（下）』（2011年）93～94頁、植草桂子「人傷一括払と自賠責保険金の回収をめぐる問題点」損保研究79巻4号（2018年）127～128頁、山下典孝「本件判批」青法64巻1号（2022年）79～80頁等参照。
- 2) 一般的に、①説は「全部控除説」、②説は「不当利得容認説」と呼ばれている。森・前掲注1）97頁以下参照。また、佐野誠「判批」福法66巻3号（2021年）10頁は①説を「控除肯定説」、②説を「控除限定説」と呼ぶ。
- 3) 原審判決については、常盤重雄「判批」横浜法学30巻1号（2021年）433頁、佐野・前掲注2）1頁、木村健登「判批」ジュリ1565号（2021年）119頁、山下典孝「判批」判時2499号（2022年）149頁、肥塚肇雄「判批」リマークス64号（2022年）42頁、古笛恵子「判批」ひろば75巻4号（2022年）54頁、清水太郎「判批」共済と保険64巻4号（2022年）22頁等参照。
- 4) 本判決については、加藤新太郎「本件判批」NBL1219号（2022年）85頁、潘阿憲「本件判批」法教502号（2022年）118頁、山下・前掲注1）69頁等参照。

- 5) 加藤・前掲注4）88頁。
- 6) 従来の裁判例の整理については、山下・前掲注1）76～79頁、佐野・前掲注2）11～13頁等参照。
- 7) 木村・前掲注3）121頁。
- 8) ②説をとるものとして、森・前掲注1）101頁、佐野・前掲注2）8頁以下、常盤・前掲注3）449頁以下、清水・前掲注3）22頁以下等。なお、植草・前掲注1）128頁は、実務上、人傷社の自賠責社に対する請求は代位に基づくものと整理されていると指摘する。
- 9) 裁判基準差額説については、榎本光弘「判解」曹時66巻6号（2014年）256頁参照。
- 10) ①説をとるものとして、山下・前掲注1）97頁以下、古笛・前掲注3）65頁、木村・前掲注3）120頁以下等。また、赤津貞人「傷害・疾病保険の意義・性質と人身傷害補償条項・無保険車傷害条項」金澤理監修／大塚英明＝兄玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』（ぎょうせい、2009年）453頁も参照。
- 11) 三木素子「人傷保険金の支払により損害賠償請求権を代位取得した保険会社による自賠責保険からの回収と損益相殺」森富義明＝村主隆行編『交通関係訴訟の実務』（商事法務、2016年）420～421頁。
- 12) 古笛・前掲注3）59頁、山下・前掲注1）98頁。
- 13) ②説の問題点に対する指摘としては、古笛・前掲注3）58～60頁、山下・前掲注1）97～99頁参照。
- 14) 佐野・前掲注2）15頁。
- 15) ①説の問題点に対する指摘としては、森・前掲注1）101頁、常盤・前掲注3）451～453頁、清水・前掲注3）26頁等参照。
- 16) 山下・前掲注1）83頁。
- 17) 清水・前掲注3）26頁。
- 18) ただ、この点に関しては、追加払がなされないという前提に基づく。古笛・前掲注3）60頁では通常追加払はなされていると指摘するが、植草・前掲注1）13頁は人傷社に追加請求することは難しいと指摘する。本件では、少なくともこのような場合に追加払を認めるとする証拠は示されていないし、実際にAは追加払を否定していたようなので（山下・前掲注1）70頁参照）、追加払がなされないという前提をもとに判断を下したことを不当だとはいえない。
- 19) 佐野・前掲注2）20～21頁。
- 20) 現行の人傷一括払制度の改善における具体的な提案については、山下典孝「人身傷害保険の新たな課題」青法64巻2号（2022年）395～396頁参照。
- 21) 山下・前掲注1）83頁。また、植草・前掲注1）137～138頁も参照。
- 22) 山下・前掲注1）96頁。また、常盤・前掲注3）453～456頁も参照。